

大田区諮問第 92 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 2 年 1 月 10 日付け 31 子発第 ○○号により行った自己情報開示等決定は、適法である。

2 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

審査請求書及び反論書（令和 2 年 3 月 9 日及び同年 4 月 15 日付け）の記載要旨は以下のとおりである。

- (1) 大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「保護条例」という。）第 18 条の 3 に規定する自己情報の存否に関する情報に該当すると判断した理由が不明である。
- (2) 審査請求人が求めているのは、補装具費支給決定通知書であり、児童医療費助成金支給通知書ではない。

3 開示請求対象情報

○○○○の医療費助成を受けた決定通知書（○○年○月～○○年○月）

4 審査の経過

令和 2 年 6 月 4 日	諮問を受け、審査会事務局から報告があり、審査した。
7 月 2 日	実施機関から説明を聴取し、審査した。
8 月 3 日	実施機関から説明を聴取し、審査した。
9 月 1 日	審査した。

5 実施機関の弁明の要旨

- (1) 保護条例第 18 条の 3 は、「自己情報の開示の請求に対し、当該請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。」としている。

本件では、審査請求人が大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に

関する条例（平成19年条例第34号。以下「助成条例」という。）第3条第1項に定めるところの「対象者」と別居していることが明白であり、この請求文書の有無を回答することにより、「対象者」の行動等が判明するところ、これらの情報については、保護条例第18条の2第2項第4号により非開示情報に該当する。

- (2) 審査請求人は、開示請求書の請求内容として「〇〇〇〇の医療費助成を受けた決定通知書（〇〇年〇月～〇〇年〇月）」と記載し、併せて補装具費に関する決定通知の開示請求をしたい旨の説明をした。そこで、子育て支援課職員は、身体障害者手帳取得前については、医療上補装具が必要と認められた場合、その自己負担分について支給される「児童医療費助成金支給通知書」が該当文書となることを説明し、申請を受理したのであり、請求内容を勝手に変更した、との主張はあたらない。

6 審査会の判断

- (1) 保護条例第18条の3は、「自己情報の開示の請求に対し、当該請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。」としている。

審査請求人が求める「医療費助成を受けた決定通知書」として特定される情報が仮に存在するとすれば、それは「児童医療費助成金支給通知書」であり、振込日や発出日の記載がある。これらと児童医療費の助成要件等により、助成条例第3条第1項に定めるところの「対象者」の行動等が推認される蓋然性がある。審査請求人と「対象者」が別居していることからして、これらの情報については、保護条例第18条の3の存否応答を拒否することができるものに該当する、と実施機関が判断したことは適法である。

- (2) 本件開示請求が保護条例第18条の3に該当し、存否の応答を拒否できることは前記のとおりであるが、さらに審査請求人が「児童医療費助成金支給通知書の情報開示請求を申請していない。私が求めた情報開示請求は、補装具費支給決定通知書である。」としている点について判断する。

審査請求人は、本件自己情報開示等請求書において、請求内容として「〇〇

〇〇の医療費助成を受けた決定通知書（〇〇年〇月～〇〇年〇月）」と記載しているが、その際に補装具費に関する決定通知の開示請求をしたい旨を申し入れたと主張するのに対し、子育て支援課は、審査請求人の請求の趣旨が、身体障害者手帳取得前の補装具費の自己負担分を助成した文書を含んでいるものとして受理している、とする。

審査請求人は令和 2 年 4 月 15 日付け反論書で、補装具費支給決定通知書以外の情報開示請求はしていない、とするが、元より、子育て支援課が所管する文書には、「補装具費支給決定通知書」というものはなく、審査請求人の請求趣旨にあたる情報を記した文書としては、「児童医療費助成金支給通知書」しかない。

審査請求人が、「請求内容は勝手に変更されている」というにはあたらない。

- (3) 以上の事情から、請求文書は、保護条例第18条の3に係る文書と認めることができるので、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 曾 田 多 賀

委員 黒 野 徳 弥

委員 浦 岡 由美子